

一般社団法人日本放射線看護学会 編集委員会規約

第1条（設置）

本委員会は、一般社団法人日本放射線看護学会定款第31条に基づいて設置される委員会である。編集委員会の設置または解散は、理事会の決議による。

第2条（目的）

本委員会は、一般社団法人日本放射線看護学会の学会誌を発行することを目的とする。

第3条（任務）

本委員会は、学会誌『日本放射線看護学会誌』の発行に関する一切の業務を遂行する。

第4条（構成）

本委員会は、委員長1名を置き、委員は、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得るものとする。

第5条（委員長の選出）

本委員会の委員長は、編集委員会担当理事とする。

第6条（任期）

本委員会の委員長および委員の任期は、一般社団法人日本放射線看護学会定款第22条の任期と一致するものとする。ただし、委員に欠員が生じた場合、補充にかかる委員の任期は前任者の在任期間とする。

第7条（運営）

委員長は、委員会を招集し、その運営にあたる。

第8条（執筆要項）

『日本放射線看護学会誌』の執筆要項は別に定める。

第9条（予算）

『日本放射線看護学会誌』の刊行に関する経費は学会に計上する。

第10条（改廃）

この規約の改廃は委員会の議を経て，理事会が決定する。

付則

本規約は平成30年6月18日より施行する。